

食安輸発0831第1号  
平成24年8月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産ブロッコリーのアセトクロール)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年8月30日付け食安輸発0830第4号）に基づき実施しているところです。

このたび、地方自治体による収去検査の結果、中国産冷凍ブロッコリーにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成24年8月31日	中国	ブロッコリー及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（アセトクロール）